

学校いじめ防止対策基本方針

藤沢市立 鵜沼中 学校

明るく楽しく安心してすごせる学校生活・思いやる心を育てるための基本方針

(藤沢市立鵜沼中学校いじめ防止対策基本方針)

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、ひきょうな許しがたい行為であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、インターネットやメール、ライン等での急速に広がる情報がいじめにつながる事案が多発する状況です。

したがって、本校では、「**明るく楽しく安心して送れる学校生活・思いやる心を育てる**」ため、**すべての生徒がどんな理由があっても絶対にいじめを行わず、許さず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。**

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心とした地域作り、共同体作りに努めます。

(いじめの禁止)

いじめは、ひきょうな許しがたい行為であり、本校生徒はどんな理由があっても、絶対にいじめを行ってはいけません。

(はやし立てたり同調したりすることの禁止)

いじめ行為に対して、はやし立てたり同調したりすることは、いじめ行為に加担するひきょうな行為であり、本校生徒はどんな理由があっても、絶対にはやし立てたり同調したりしてはいけません。

(いじめは絶対許さないこと・見て見ぬふりはいけないこと)

本校生徒は、どんな理由があっても、絶対にいじめを許してはいけません。また、いじめに対して見て見ぬふりをしてはいけません。

(インターネット、携帯等によるいじめの禁止)

本校生徒は、インターネットやメール、ライン等の情報の危険性を理解し、それらを通じていじめの行為をしてはいけません。

(いじめ防止や相談・通報について)

いじめをやめさせようとすることやいじめを受けたり見たりした生徒が相談・通報することは勇気ある正しい行動です。いじめを受けたり見たりした場合は必ず先生や保護者等、大人・関係機関に相談・通報しましょう。

(明るく楽しく安心してすごせる学校生活・思いやる心を育む)

本校生徒は、「**明るく楽しく安心してすごせる学校生活・思いやる心を育む**」学校を目指し、生徒一人ひとりが『**観る力＝聴く力＝気づく力＝感じる力（思いやる力）**』の向上に努めます。

（学校及び職員 の 責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

（家庭との連携）

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶ心」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

（地域との連携）

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAやおやじの会、地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

（生徒会活動）

いじめは生徒の中で起こっています。本校教職員は生徒会を中心とした生徒達自ら行ういじめ防止対策運動（スマイル運動、チャイムアウトゼロ運動等）を支援し、生徒達とともにいじめの防止に取り組めます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組み

- ・「いじめは、ひきょうな許しがたい行為であり、どんな理由があっても、絶対に行ってはいけないこと。いじめ行為に対して、はやし立てたり同調したりすることは、いじめ行為に加担するひきょうな行為であり、どんな理由があっても絶対にしてはいけないこと。また、いじめに対して見て見ぬふりをしてはいけないこと。インターネットやメール、ライン等の情報の危険性を理解し、それらを通じていじめの行為をしてはいけないこと。いじめをやめさせようとすることやいじめを受けたり見たりした事を相談・通報することは勇気ある正しい行動であること。」を集会や学級活動、道徳の時間、各教科指導、生徒会・委員会活動、部活動指導等、学校教育活動を通して指導していきます。
- ・生徒一人ひとりに『観る力＝聴く力＝気づく力＝感じる力（思いやる力）』が育まれるよう、生徒会活動「スマイル運動（あいさつ運動）・チャイムアウトゼロ運動」の継続とともに生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・担任、教科担任、学年職員、委員会顧問、部活動顧問など、職員は様々な立場から日常的な観察や声かけ、生徒達とのふれあいを心がけ、小さな変化を見逃さないように努めます。
- ・生徒や保護者がいじめやその他に関する相談をいつでも気軽に相談できる雰囲気作りに心がけるとともに、次のような相談体制を構築していきます。
 - ①学級担任、部活動顧問やその他の職員との連絡・報告・相談体制
 - ②スクールカウンセラーとの連絡・報告・相談体制
 - ③校外の相談機関の紹介等
- ・いじめ等を早期発見するための生徒に対するアンケート調査を定期的実施します。
 - ①生徒対象学校生活アンケート調査 年2回（7月、1月）
 - ②家庭訪問や三者面談・教育相談を通じた学級担任による生徒・保護者からの聴き取り調査年4回（4月、7月、10月、12月）
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た、いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認し、すぐにいじめをやめさせると同時に、当事者一人で抱えず、「いじめ問題対策委員会」を中心に学校全体で速やかに情報の共有を図り、組織的に対応します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、先生や保護者等、大人・関係機関に知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを再認識させ、理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な対応を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないように、生命を大切にする心や他人を思いやる心を育て、偏見や差別をなくし、善悪の判断などの道徳性を身に付けさせるために、学校における全ての教育活動を通して、道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通して実践している、命を大切にする心を育み、ふれあい教育である「いのちの授業」の充実に向けて取り組みを進めます。

(5) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットやメール、ライン等を通じて発信される情報の特性や危険性をふまえて、それらを通して行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が迅速かつ適切に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「藤沢市立鵜沼中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「藤沢市立鵜沼中学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「藤沢市立鵜沼中学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ防止担当者

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・現状の把握・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

(3) 会議の開催

週1回の校内生徒指導会議並びに月1回の職員会議の中で情報・共有を図ります。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、いじめ防止担当者、その他必要と認める者（担任他）

※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、調査結果の報告・説明

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること